令和２年１月31日　部長会議資料

令和2年度に選定する指定管理施設について

（令和3年4月から管理・運営を行う指定管理者の選定）

総務部公有財産活用局
公共施設マネジメント推進課

1．令和2年度に選定する指定管理施設について

■ 施設所管課による検討の留意点

（1）更新、新規導入する場合

①法律等により、民間事業者等による施設管理に明確な制約がない。
②指定管理者制度導入により、住民サービスの質的向上や充実、効率的な運営が期待できる。
③施設利用の平等性や公平性の確保、施設を管理運営する上で取り扱う個人情報の内容等において、行政が直接管理すべき必要性がない。
④当該業務を実施している（又は実施可能な）団体がある。

（2）直営のままとする場合

①個別法により指定管理者制度の導入が認められない。
②利用の平等性・公平性といった高度な中立性や、厳格な個人情報管理の確保が求められる。
③指定管理者制度の導入により、経費の増加又はサービスの低下が予想される。
④公共施設マネジメントにより施設の在り方を検討中である。

（3）指定管理から直営に戻す場合

①管理委託制度当時と比較して住民サービスの質的向上や管理コストの縮減が達成されず、公募や指定の手続、モニタリング等事務の煩雑さが生じている。
②公共施設マネジメントにより施設の見直しが想定される施設
※指定期間の短縮や、廃止による取り消しも含め検討

2. 令和2年度の選定施設

■ 指定管理者選定委員会の開催
開催日　令和元年12月19日（木）

制度の新規導入、更新の適否、
公募･非公募の妥当性などについて審議

■ 新規導入施設　　なし

■ 更新対象施設数　　21グループ（52施設）
公募：16グループ（36施設）／ 非公募：5グループ（16施設）

■ 検討中の施設　　1グループ（13施設）
「箱清水児童センターほか12施設（吉田児童センター含む）」
⇒ 詳細はシート11～12ページ

■ 直営に変更する施設　1グループ（1施設）：「蚊里田市民農園」

借地である土地を、賃貸借契約期間の満了日で地権者へ返還（令和５年３月31日満了）
⇒農地復旧工事等が必要なため直営に変更

３ -1. 令和2年度の選定施設（更新：公募）

■ 更新施設　21グループ 52施設

平成30年度のモニタリング評価結果

施　設　名　称	施設数	期間	募集	H30評価	現在の指定管理者
地域情報通信施設（戸隠、鬼無里、信州新町、中条）	4	５年	公募	70点	株式会社インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ
豊野東部地区集会所	1	５年	公募	60点	蟹沢区
ふれあい福祉センター	1	５年	公募	64点	（福）長野市社会福祉協議会
信州新町福祉センター	1	５年	公募	62点	（福）長野市社会福祉協議会
信州新町授産センター	1	５年	公募	60点	（特非）ワーカーズコープ
中条社会就労センター、地域活動支援センターけやき	2	５年	公募	64点 64点	（特非）なかじょう
障害者福祉センター	1	５年	公募	60点	（福）長野市身体障害者福祉協会
温湯温泉利用施設	1	５年	公募	62点	SPC健康福祉マネジメント（株）
中条地域特産物販売施設、中条農林産物直売施設	2	５年	公募	62点 62点	アクティオ（株） 農事組合法人わんさか市

３ -2. 令和2年度の選定施設（更新：公募のつづき）

施　設　名　称	施設数	期間	募集	H30評価	現在の指定管理者
長野運動公園総合運動場、西和田テニスコート、市民プール（城山北部）	4	５年	公募	68点 64点	シンコースポーツ（株）
南長野運動公園総合運動場、市民プール（安茂里、犀南）	3	５年	公募	68点 64点	南長野スポーツマネジメント共同事業体 （シンコースポーツ（株）、（株）長野県民球団、（株）長野パルセイロ・アスレチッククラブ、（株）NTTファシリティーズ） シンコースポーツ（株）
真島総合スポーツアリーナ（ホワイトリング）、真島テニスコート、青垣公園市民プール	3	５年	公募	68点 68点	（株）フクシ・エンタープライズ
北部スポーツ・レクリエーションパーク、昭和の森公園フィットネスセンター、昭和の森公園テニスコート	3	５年	公募	70点	（株）フクシ・エンタープライズ
市民農園（小森、青池、松代東条、安庭）	4	５年	公募	66点	（一社）長野市農業公社
戸隠体験市民農園	1	５年	公募	62点	ふれあい野菜直売所
茶臼山公園（植物園口駐車場を除く）、茶臼山動物園城山分園、茶臼山自然植物園（恐龍公園）、茶臼山マレットゴルフ場	4	５年	公募	70点	（一社）長野市開発公社

３ -3.令和2年度の選定施設（更新：非公募）

施　設　名　称	施設数	期間	募集	H30評価	非公募で選定する団体・理由
障害福祉施設（栗田園、ななせ仲まち園、ふたば園、篠ノ井愛の樹園、ひかり学園、ハーモニー桃の郷、ほたるの里）	7	５年	非公募	60～66点	**社会福祉法人　長野市社会事業協会** 【指針第2項第2号に該当】 施設で支援等を行う職員の体制が変わることは望ましくないため
母子生活支援施設（美和荘） ※公募⇒非公募へ変更	1	５年	非公募	74点	**社会福祉法人　長野市社会事業協会** 【指針第2項第2号に該当】 施設のあり方について検討しており、上記団体とも協議を行いながら進めている。 また施設の役割を理解し、入所世帯へのケアや自立に向けた生活支援等に実績があり、支援等を行う職員の体制が変わることは望ましくないため
保育園（芋井、青池、清野、西条）	4	５年	非公募	66点	**社会福祉法人　長野市社会事業協会** 【指針第2項第3号に該当】 少子化に伴う入園児の減少から、統廃合を含めた今後のあり方について見直しを進めている。今後の入園状況を見つつ、保護者及び地域関係者と引き続き協議を行いながら見直しを進めていくため

３ -4.令和2年度の選定施設（更新：非公募のつづき）

施　設　名　称	施設数	期間	募集	H30評価	非公募で選定する団体・理由
篠ノ井中央公園、茶臼山自然植物園、茶臼山公園（植物園口駐車場）	3	５年	非公募	62点	**一般財団法人　ながの緑育協会** 【指針第2項第3号に該当】 市が政策的に設立した財団法人の事業を推進するため
芹田公民館	1	５年	非公募	64点	**芹田地区住民自治協議会** 【指針第2項第1号に該当】 地域に密着した運営を行うことができる受任者として、住民自治協議会を指定管理の相手方とすることが地域づくり・人づくりにつながるため

公募によらない指定管理者選定に関する指針　第2項（一部抜粋）

(1) 地域コミュニティの醸成、市民活動の促進や施設の有効活用等を図るために、地域の住民や施設利用者等により構成される団体が管理運営することが適当であると認められる場合

(2) 障害福祉施設等で、現在の施設利用者の意見を聴取する等により状況を把握して考慮した上、現在の団体が引き続き管理運営することが適当であると認められる場合

(3) 当該施設の設置経緯や施設の権利関係等を考慮し、当該施設に関連する団体が管理運営することが適当であると認められる場合

４．新たにグループ化する施設

現　在		令和3年度以降		
施　設　名　称		施　設　名　称	数	募集
中条就労センター	⇒	中条社会就労センター、地域活動支援センターけやき	2	公募
地域活動支援センターけやき				
障害者福祉施設栗田園	⇒	障害福祉施設（栗田園、ななせ仲まち園、ふたば園、篠ノ井愛の樹園、ひかり学園、ハーモニー桃の郷、ほたるの里）	7	非公募
障害者就労支援施設（ななせ仲まち園、ふたば園）				
障害児通園施設（篠ノ井愛の樹園）				
障害者支援施設（ひかり学園）				
障害者福祉施設ハーモニー桃の郷				
障害者福祉施設ほたるの里				
中条地域特産物販売施設	⇒	中条地域特産物販売施設(道の駅 中条)、中条農林産物直売施設(わんさか市)	2	公募
中条農林産物直売施設				
長野運動公園総合運動場、西和田テニスコート	⇒	長野運動公園総合運動場、西和田テニスコート、市民プール（城山、北部）	4	公募
城山市民プール、北部市民プール				
南長野運動公園総合運動場	⇒	南長野運動公園総合運動場、市民プール（安茂里、犀南）	3	公募
安茂里市民プール、犀南市民プール				
真島総合スポーツアリーナ（ホワイトリング）、真島テニスコート	⇒	真島総合スポーツアリーナ（ホワイトリング）、真島テニスコート、青垣公園市民プール	3	公募
青垣公園市民プール				

５-1. 屋外市民プールの公募について

屋外市民プールの指定管理の公募は、前回(H29)、前々回(H24)ともに、応募事業者が１者のみの状況が続いている。また、現指定管理者から次回の応募は難しいとの意向を受けている。

⇨ 大規模施設の指定管理施設とグループ化し、安定的・継続的な運営を図る。

□大規模施設とのグループ化

No.	現指定管理施設
1	長野運動公園
2	南長野運動公園
3	真島総合スポーツアリーナ
4	城山・北部・安茂里・犀南市民プール
5	青垣公園市民プール

グループ化
Aグループ 長野運動公園 城山・北部市民プール
Bグループ 南長野運動公園 犀南・安茂里市民プール
Cグループ 真島総合スポーツアリーナ 青垣公園市民プール

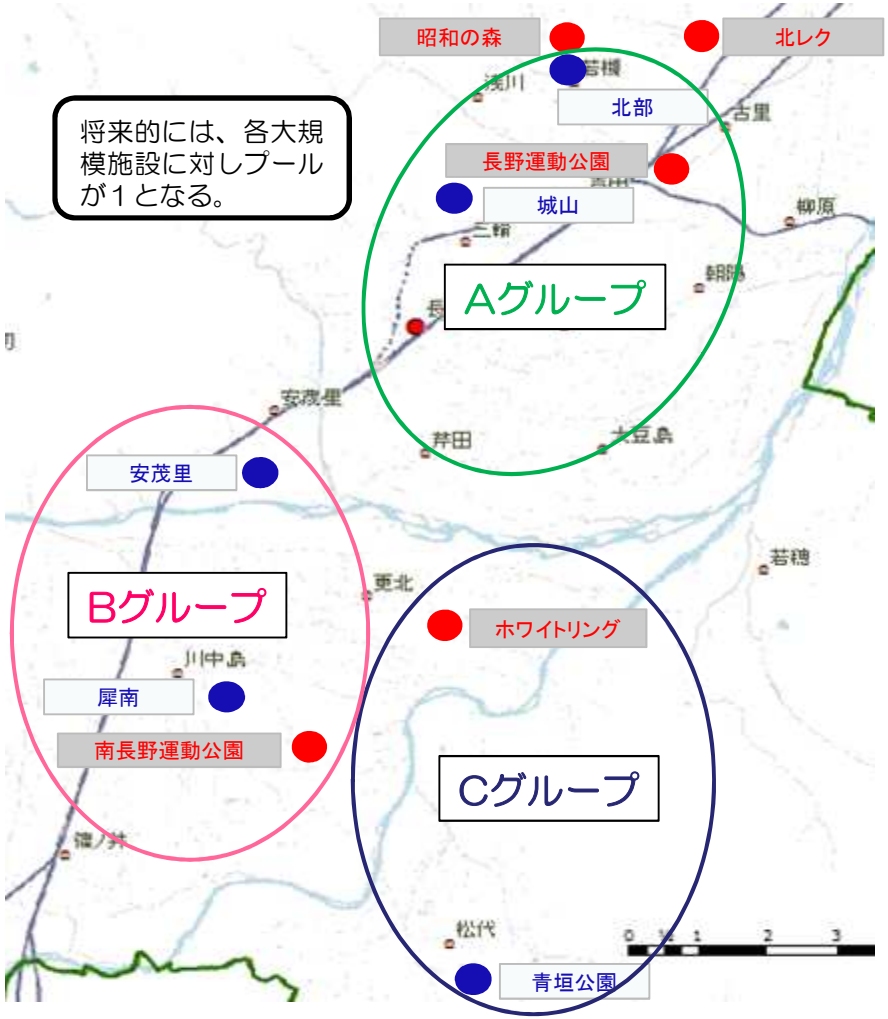

□グループ化の効果

①大規模施設は、応募が複数あることから継続性がある。

②屋外プールの営業期間は２ヶ月と短かく、雇用が難しい状況にある。
大規模施設とグループ化することで、通年雇用が見込め、人員の確保が容易になる。

５-2. 屋外市民プールの公募について

□グループ化に伴う指定管理公募スケジュール

令和２年度に大規模施設の公募があるため、現在の屋外市民プールの指定期間（H29～R３）を１年短縮し、令和２年度までとした上で、大規模施設とグループ化して公募を行う。

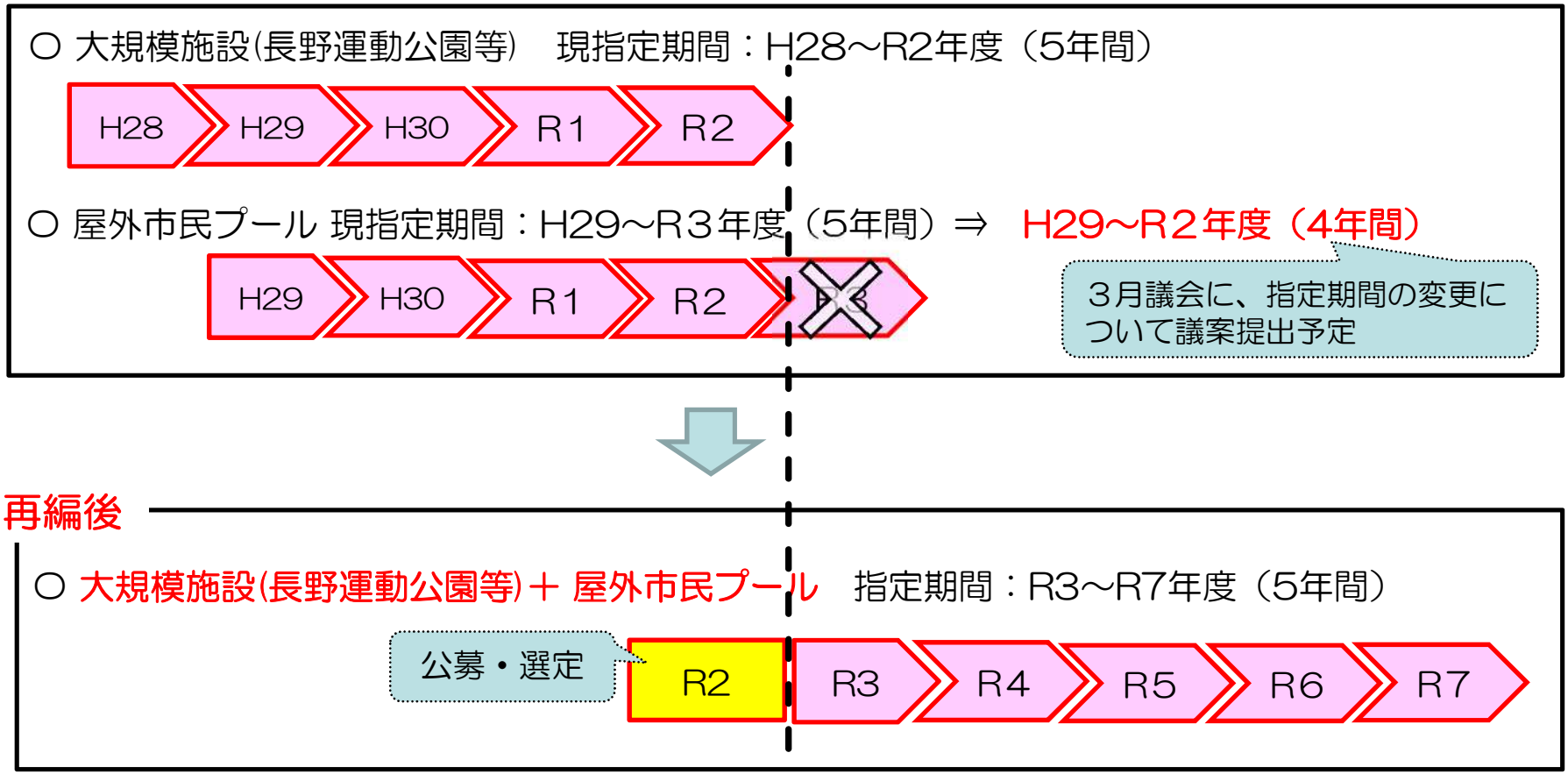

６-1. 児童館・児童センターの選定について

□令和２年度指定管理開始分の選定について

○ 当初の選定結果　　指定期間：R2～R6年度（5年間）

施　設　名　称	期間	募集	選定結果	議決（12月議会）
【中部】古牧児童センターほか７施設	５年	公募	(福)長野市社会福祉協議会	議決
【南部】昭和児童センターほか15施設	５年	公募	(福)長野市社会福祉協議会	議決
【北部】箱清水児童センターほか14施設 ※吉田、豊野を含む。	５年	公募	**企業組合 労協ながの** **※指定管理者変更（豊野を除く）**	―

※選定後に運営に必要な従事者の確保が困難な状況を確認したため、非公募で再選定を実施

○ 再選定の結果　　指定期間：R2年度（１年間）

施　設　名　称	現指定管理者	期間	募集	再選定結果	議決（12月議会）
箱清水児童センターほか11施設	社協	１年	非公募	(福)長野市社会福祉協議会	議決

○ ２月に選定予定　指定期間：吉田…Ｒ２年度（１年間）／豊野２館…Ｒ２～Ｒ６年度（５年間）

吉田児童センター	住自協	１年	非公募	吉田地区住民自治協議会	３月議決予定
豊野西部児童センターほか1施設	労協	５年	非公募	**企業組合 労協ながの**	３月議決予定

⇒次回部長会議で選定結果を協議予定

６-2. 現在検討中の児童館・児童センターについて

□令和３～６年度分の指定管理者選定（募集方法）について
対象施設：箱清水児童センターほか12施設（吉田児童センター含む）

〇募集方法について

令和２年２月を目途に、令和3年４月以降の運営に必要な従事者の確保等について確認する

２月末での状況により募集方法を決定

◆「労協ながの」での運営が可能と判断　⇒　【非公募】「労協ながの」

◆「労協ながの」での運営が不可能と判断　⇒　【公募】

〇今後の予定

【審議】
選定委員会
R2年3月中

【募集方法決定】
部長会議
R2年3月30日予定

【公募or非公募】
R2年４月～

【選定】
選定委員会
R2年６月～

【運営開始】
R3年４月～

7 .長沼交流センターの指定管理者について

□指定管理者及び指定期間

◆指定管理者：長沼地区住民自治協議会（非公募）

◆指 定 期 間：平成31年4月1日～令和4年3月31日（3年間）

□令和元年台風第19号災害

令和元年台風第19号により長沼交流センターが被災。交流センターは、講座の開講や貸し館事業を行える状況ではなく、住民の利用に供する施設（公の施設）としての機能が失われている。

□指定管理者との協議と今後の対応

◆管理運営する公の施設がないため、指定管理者制度を適用できない状況

◆長沼地区住民自治協議会から「次年度以降指定管理者を返上したい。」との要望

⇩

指定管理業務の停止または指定取消の手続きが必要（地方自治法244条の２第11項）

指定管理者（長沼地区住民自治協議会）と手続き等に関する協議

地方自治法第244条の２第11項

普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

停止	停止した期間が終了または停止する期間を変更することで、指定管理再開が可能	議決不要
取消	指定自体を取り消すため指定管理に戻す場合は、改めて選定・指定の手続きが必要	

8. 指定管理者の選定スケジュール

令和２年度

１月31日	部長会議　指定管理者施設の決定
４月～６月	２月５日　政策説明会 指定管理者の募集（広報・市HP）
７月～ ９月	指定管理者選定委員会による審査・選定
10月	選定結果の公表
12月議会	指定管理者の指定議案・債務負担行為の提出
３月議会	指定管理料等の翌年度予算案の提出
令和3年4月1日	指定管理者による管理運営開始

屋外市民プールの営業時間の変更について

文化スポーツ振興部
スポーツ課

1　現状（監視員等の確保）

- 屋外市民プールの監視員等の人員確保が厳しい状況になっており、指定管理者からはナイター営業時間が遅いことも一因であると指摘を受けている
- 市民サービスへの影響を少なく抑えるとともに、事業者にとっては、人員の遣り繰りが出来る状態にしていく必要があることから、現在の利用状況を検証した上で、ナイター営業時間の変更について検討したもの

2　実態（ナイター営業時間の利用者）

- 屋外市民プールの営業期間は、約60日間あり、そのうちナイター営業は、城山・北部・安茂里・犀南市民プールの４か所で30日間実施
- 通常営業は17:00までで、ナイター営業時間は17:00～20:00（犀南19:00）
- ナイター利用者は、プール全体の利用者の約4%。さらにそのうち、19:00～20:00の間は約0.4%
  ナイター営業日数１日当り１人台と著しく少ない状況

■ 城山・北部・安茂里市民プール　年間平均利用者数（H29～R元年度）

	プール利用者数	内：ナイター利用者数	ナイター利用者内訳（）全利用者に対する割合		19:00～20:00 日当り利用者数平均	
			17:00～19:00	19:00～20:00	ナイター日数	ナイター日数当り利用者数
城　山	11,324人	390人	335人	55人	30日	1.8人
北　部	5,917人	181人	151人	30人	30日	1.0人
安茂里	6,250人	335人	325人	11人	30日	0.4人
3施設計	23,491人	906人（4%）	810人	96人（0.4%）		

※19:00～20:00利用者数等は指定管理者からの聞取り
※端数調整済み

3　対応（ナイター営業時間の見直し）

- ナイター営業は継続するが、城山・北部・安茂里市民プールのナイター営業時間を、犀南と合わせ19:00までとするもの
- 実施時期は、新年度から新しいグループで指定管理者の募集を開始することから、４月から実施する。
  （2月の法規審査委員会に諮り規則改正を行う）

■ ナイター時間変更

施設名	ナイター以外		ナイター営業時間	ナイター営業時間改正後
城山・北部 安茂里市民プール	平日	10:00 ～ 17:00	17:00～20:00	17:00～19:00
	土日	9:00 ～ 17:00		
犀南市民プール	平日	10:00 ～ 17:00	17:00～19:00	―
	土日	9:00 ～ 17:00		

※プールのチケットは、1日中（ナイター含む）使用可能